

2014年度 第1回

プレスセミナー報告 2014年5月28日開催

テーマ「袴田事件～静岡地裁決定と刑事司法改革」

報告者 西嶋勝彦会員，伊藤修一会員

今年度第1回目のプレスセミナーは，平成26年3月27日に静岡地裁で再審開始決定及び死刑・拘置の執行停止決定が出され，マスコミの関心の高い袴田事件をテーマに，同事件の弁護団長の西嶋勝彦会員と弁護団員の伊藤修一会員を講師に迎えて行われた。マスコミからは，6社から10名の論解説委員・記者の参加があった。

初めに，伊藤会員から，袴田事件の経過についての紹介があった。

袴田巖さんは，逮捕当初否認していたが，1日平均12時間という長時間の取調べが連日行われ，取調室にバケツを持ち込まれて大小便も取調室でやられる，髪の毛を引っ張られる，眠りそうになるとたたき起こされて供述調書に署名を求められるなどの取調べの結果，逮捕から19日目に自白調書をとられるに至った。袴田さんは，公判では無罪を主張したが，昭和43年9月11日に静岡地裁で死刑判決（1審判決）を受けた。その際，事件から約1年2カ月経過後に味噌樽の中から発見された“5点の衣類”に付着した血の血液型が袴田さんや被害者の血液型と一致したこと等が決め手となった。

この“5点の衣類”につき，今回の再審請求において①DNA鑑定の結果，白半袖シャツに付着した血液は袴田さんに由来するものではなく，全体としてみても血痕が第三者のものである可能性が相当程度あると認められたこと，②実験の結果，1年以上味噌樽に漬かっていたものではなく，証拠のねつ造が疑われることが，再審開始決定のポイントとなった。また，

再審開始決定では，袴田さんから元同僚に渡し，同人が警察宛てに封筒に入れて投函したとされる紙幣の燃え方が不自然な点も，証拠のねつ造の疑いがあると評価されている。

これらの紹介を踏まえて，伊藤会員は，えん罪の根絶のためには，①第三者委員会を立ち上げて誤判原因を究明すべきこと，②取調べの全過程の全面可視化を実現すべきこと，③全面的証拠開示を実現すべきこと，④検察官上訴を制限すべきこと，⑤再審規定を改正すべきことが提言された。

次に，西嶋会員から，袴田事件から導かれる刑事司法制度改革の課題の補足として，袴田事件では人質司法の弊害が端的に現れているとして，代用監獄の廃止，勾留要件の厳格化と保釈要件の緩和などを実現すべきとの提言があった。また，警察官による証拠のねつ造と，検察官による証拠の隠匿に対して，刑事上も民事上も責任を追及する必要がある旨の言及がなされた。さらに，袴田事件の最大の特徴は死刑に誤判があり得るということだとして，死刑制度を根本的に考え直すべきとの指摘がなされた。

続く質疑応答では，マスコミ側から，即時抗告審の進行の見通し，袴田さんの現在の状況，以前行われた死刑囚に対するアンケートの利用状況，東電女子社員事件との比較における再審・検察官上訴のあり方，鑑定資料の保存のあり方などについて質問が出されて，活発なやりとりがなされた。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）